

国民健康保険からのお知らせ

【問い合わせ】 健康推進課 医療保険係国保担当 Tel(67) 2704

特定健診を受けましょう

特定健診は、メタボリックシンドロームを中心とした生活習慣病の芽をみつけて、発症や重症化を予防し、早期に対処するための健診です。



【令和2年度 南阿蘇村特定健診の実施について】

5月中旬頃から、健診申込書を順次送付しますのでご確認ください。国保若者健診(20~39歳)は集団健診のみ実施、特定健診(40~74歳)は集団健診と個別健診を実施します。

形式	日程	通知時期	会場・健診機関
個別健診	令和2年8月1日～令和3年2月28日	8月末 (案内と受診券を送付します)	村内医療機関 熊本セントラル病院
集団健診	令和2年8月末～9月中旬頃の数日間	8月中旬 (問診票とあわせて日程・会場を通知します)	

【個人負担について】

個人で受けると約8,000円かかる健診を、少ない負担額で受けることができます。昨年度から引き続き健診を受ける人は、さらに個人負担額が少なくなります。

対象者	検査内容	個人負担額
若者健診、特定健診を受ける20歳～74歳の国保加入者	血圧、身体計測 尿検査、血液検査	1,500円
昨年度から引き続き(継続受診の方)健診を受ける国保加入者	心電図、眼底検査	800円

※注意点

今年度の集団健診については、例年通りの実施を予定しております。ただし、新型コロナウイルス感染症の今後の状況によっては、日程変更(延期)や中止の可能性がありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。集団健診の日程等につきましては、決まり次第お知らせいたします。

国保の手続きをお忘れなく！

春は就職・退職・進学など異動の多い季節です。異動が決まつたら、国保の加入・脱退の手続きを忘れないよう注意してください。社会保険等に加入した場合に、自動で切り替わることはありませんので必ず手続きを行ってください。また、異動から14日以内の手続きをお願いいたします。

こんなとき	届出に必要なもの
南阿蘇村に転入するとき	転出証明書・印鑑
南阿蘇村から転出するとき	国民健康保険証
就学のため転出するとき	在学証明書や学生証等・印鑑
職場の健康保険に加入したとき 家族の職場の健康保険の被扶養者になったとき	職場の健康保険証(※該当者全員分必要です) 国民健康保険証・印鑑
退職などにより職場の健康保険を脱退するとき 被扶養者を脱退し南阿蘇村の国保に加入するとき	離職票等の退職日が分かる書類または、 健康保険資格喪失証明書・印鑑
住所・氏名・世帯主などに変更があったとき	国民健康保険証・印鑑

国民健康保険加入・脱退の手続きが遅れた場合

- ・国民健康保険税は、加入の届出を出したときからではなく加入の資格を得たときから発生します。手続きが遅れると、資格を得たときまでさかのぼって納めなければなりません。
- ・国保税と、職場で加入した健康保険料を二重に支払ってしまうことがあります。
- ・病院にかかったときに全額自己負担となります。
- ・他の健康保険に加入しているながら国保の保険証を使って受診してしまった場合は、国保が負担した医療費を後で返さなければなりません。